

相模原 法人会だより

November 2012

相模原法人会広報誌

No.180 隔月発行
年6回

ハイライト

税制改正に関する提言

ひと

株式会社黒沼金物店 黒沼 広明さん

青年部会設立30周年記念事業

活動フラッシュ

相模原税務署からのお知らせ

花子と太郎の見てある記

株式会社村春製作所

読者プレゼント

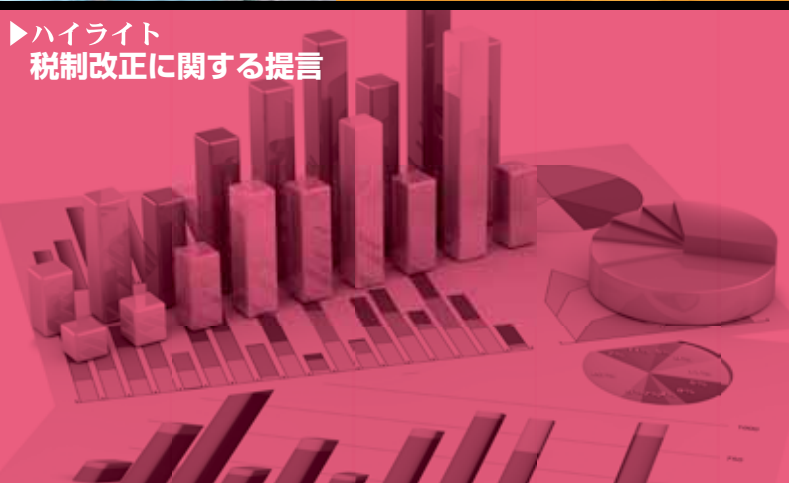
ボウリングと宴会・入泉が
パックになった「特別優待券」



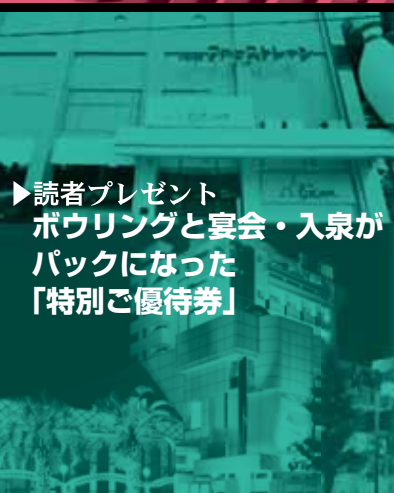
青年部会設立30周年
記念事業



▶ハイライト
税制改正に関する提言



▶活動フラッシュ
税務研修会
ブリザーブドフラワーアレンジメント講習会ほか



▶読者プレゼント
ボウリングと宴会・入泉が
パックになった
「特別ご優待券」



▶ひと
株式会社黒沼金物店
黒沼 広明さん

会員数3,598社



中央南第二地区
株式会社黒沼金物店
黒沼 広明さん

商店会の組織力を生かし 地域を盛り上げていきたい

個人商店は、身近で頼りになる街の存在

株式会社黒沼金物店は、今年で創業49年を迎えました。父親が戦後に始めた金物屋で、戦友のいた新潟へ米などを買い出しに行った折りに、鎌などの刃物を持ち帰って売っていたのが始まりです。金物販売の他には、田名に工場を構えてトタン板の成形なども行っていましたが、今ではあまり需要がありません。大工さん相手に、建築道具や住宅の設備や部材の販売などもしていますが、時代と共に、扱う商品やサービスの種類などが変わってゆくのは必然です。以前は単体の流し台なども扱っていましたが、今は大手メーカーのタカラスタンダード(株)の販売代理店として、システムキッチンやユニットバスの販売をしています。注文住宅よりもハウスメーカーの作る建売住宅が主流の時代です。昔ながらの金物店も、あまり見かけなくなりました。DIYなどの大型量販店などの進出が影響しているのでしょう。

商店街の空洞化などとも言われていますが、我々のような街の商店は、身近で頼りになる存在として存在価値を示さなければならないのだと思います。質の高い商品やお客様目線のサービスを心掛けることで、大型店との差別化が図られます。スーパーなどで購入したお鍋を2

～3年で買い替えるような話を聞きますが、それを当たり前だと思っている人も、今の時代には多いのじゃないかな。勿体ないですね。良い品物を見極めるお客様が少なくなってしまったのは寂しいことです。時代のニーズを見極めることもまた大切だとは思いますが、お年寄りのお客様が来店されて、「やっとこういう金物屋が見つかった。こういうお店が無いと困るんですよ」と言われた時には、誇らしい気持ちになりましたよ(笑)。これからも、そうしたお客様の声を大切にしていきたいですね。

商店会の組織力で地域を盛り上げる

地元の商店会は、跡継ぎ問題やディスカウントショップとの競合など、いくつかの課題を抱えてはいますが、地域に根付いた組織の強さを持っています。自治会などは役員が変わってしまえば、初めから組織を作り直さなければなりません。商店会はそうしたこともありません。街を活性化させるには、その強みを最大限に生かすことが大切だと考えています。横の繋がりを大切に、皆で何か楽しいイベントを企画しようと思っています。地域のお祭りなどを盛り上げていくことが、目下の楽しみです。

平成25年度税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合



東日本大震災からの復興と並んで、我が国経済社会にとって二大命題となっていた社会保障と税の一体改革の関連法が成立した。曲折を経ながらも、これが民、自、公3党合意によってなされた意味は小さくない。法人会はかねてより「決められない政治」からの脱却、政治機能の回復を求めてきた。今回の政治決定がその第一歩となるよう期待したい。

一体改革の目的は、先進国で最速のスピードで進む少子高齢化に対応する持続可能な社会保障制度の確立と、これも先進国で突出して悪化した財政の健全化を両立させることにある。そのカギを握る消費税は2015年10月までに段階的に10%へ引き上げられることになった。しかし、これによってこの2つの構造問題が一気に解決するわけでは決してない。

社会保障面では依然としてばらまき色が払拭されておらず、創設される「社会保障制度改革国民会議」の場では「給付の重点化・効率化」の議論が不可欠となろう。財政健全化にしても、基礎的財政収支黒字化などの目標を見据えれば、まだ一里塚に過ぎない。にもかかわらず、早くも来年度予算編成に向け歳出圧力が高まっていることに強い懸念を覚えざるを得ない。これではいくら増税しても追いつくまい。

今後、最も重要になるのは、社会保障を含めた聖域なき歳出の削減・抑制をいかに徹底するかであり、それを実行するための明確な手法と道筋を示すことである。同時に規制緩和などでどう着実な成長を確保するかが重要になる。それは税の自然増収と消費税増税による経済への負荷緩和にもつながると考えるからである。

一方、日本経済は長引くデフレや原発事故がもたらした電力安定供給への不安、欧州債務危機による世界経済低迷などにより、依然として厳しい局面にある。その影響は地域経済と雇用の担い手である中小企業に最も鮮明に表れており、政府はこれらの問題に全力で対応する必要がある。消費税増税に当たっても、立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう実効ある措置をとることが強く求められる。

本提言はこうした現状認識と問題意識を前提にまとめたものである。

《基本的な課題》

I 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

遅きに失した感はあるが、とにもかくにも社会保障と税の一体改革が実現する運びとなった。我が国は少子高齢化が先進国で最速のスピードで進んでいる一方で、財政が先進国で突出して悪化している。これは社会保障の「給付」と「負担」のギャップ拡大を反映した図式であり、このままでは社会保障制度の維持も財政の健全化もできないことが誰の目にも明らかだった。

成立した一体改革関連法は、消費税の税率を2014年4月に8%、15年10月に10%へ引き上げることが柱となった。これによりギャップが完全に埋まるわけではないが、ギャップの拡大スピードに一定の歯止めをかけるという点で画期的であるといえよう。社会保障制度と財政が持続可能でなければ、将来不安から消費や企業マインドに悪影響を及ぼし、成長の下押し圧力となる懸念も指摘されてきた。そういう意味では、我が国経済にとっても今回の一体改革関連法成立はプラスに働くと受け止めたい。

ただ、一体改革関連法には依然としてさまざまな問題が存在しており、これで持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化が達成されるわけではない。肝心なのは今後の改革のあり方である。

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

わが国の社会保障制度は先進国の中では「中福祉」に位置し、国民負担率は米国に次ぐ「低負担」である。この「給付」と「負担」のバランスが求められてきたわけだが、今回の消費税率引き上げは「負担」面で一定の改善がなされる。また、消費税は安定した税収が得られ、かつ「世代間・世代内の公平」という面でも社会保障財源としてふさわしいといえる。

しかし、今後の社会保障給付は年金だけでなく、医療、介護分野でより急速に増大することが見込まれている。その財源を安易に公費負担に頼ることになれば、増税に際限がなくなる恐れがある。そうした事態を招かないためにも、これから最も重要になるのは給付の抑制である。それには過剰なばらまきの給付を排し、重点化・効率化を徹底するしかない。

積み残された社会保障分野の諸課題については、有識者を交えた「社会保障制度改革国民会議」で1年以内に結論を出すとしているが、その際には給付の重点化・効率化を軸に据え、公的年金制度、医療保険制度、介護保険制度、少子化対策について、民、自、公で合意した内容を含め改めて議論する必要がある。また、国民会議においては透明性の確保と国民にわかりやすい議論が求められる。

- (1) 今後の社会保障改革で最も重要なのは、給付の重点化・効率化である。その際には「自助」「公助」という基本的理念を基に役割分担を見直す必要がある。
- (2) 年金については「支給開始年齢の引き上げ」「デフレ下で年金額を下げる仕組み」等、抜本的な施策の検討が必要である。全額税方式による最低保障年金は限られた税財源を考慮すれば非現実的と考える。
- (3) 給付の急増が見込まれる医療分野については、診療報酬（本体）体系の抜本改革や高齢者の適正な窓口負担などが必要。また、薬価では後発医薬品（ジェネリック）の使用促進を図るべきである。
- (4) 医療は成長分野としても位置付けられている。大胆な規制改革を行うことによって、着実に成長に結びつける必要がある。
- (5) 介護保険の給付総額は導入時に比べて2倍以上となっている。真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけるなど、自立を促す観点から給付のあり方を見直すべきである。
- (6) 生活保護給付は3兆円を越す規模に膨らんでいる。問題となっている不正受給の防止や給付水準のあり方など、制度の見直しと適正な運用が不可欠である。
- (7) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度にすることが求められる。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税は税率引き上げ時期が決まったものの、引き上げ実施にともなう円滑化対策や低所得者ほど負担感が重いとされるいわゆる逆進性への対策については、多くが今後の議論に委ねられている。これらは企業の経済活動や国民生活を左右する重要な課題である。また、消費税に対するアレルギー反応を弱めるか強めるかのカギを握るともみられ、政府には用意周到で緻密な対策が求められる。

(1) 景気への配慮が必要

消費税は最も景気に中立といわれているが、全く影響がないわけではない。税率を引き上げる際には内外の経済環境を勘案し、景気への十分な配慮は内外の経済環境を勘案し、景気への十分な配慮が必要である。

(2) 円滑な価格転嫁の実現

消費税率の引き上げにあたっては、価格決定のプロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、その実効を担保する確実な措置を講じるよう強く求める。下請法、独禁法などの法整備・監視はもちろんのこと、事業者間取引に外税表示を義務化することなども検討課題となろう。

(3) 当面は単一税率が望ましい

逆進性対策の一つとして「複数税率」（軽減税率）の導入が検討事項としてあがっているが、事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。

また、インボイスの導入については、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものとする。

(4) 簡素な給付措置の実施について

政府は低所得者対策として「複数税率」と共に「給付付き税額控除」の導入を検討し、その導入が実現するまでの間は「簡素な給付措置」を実施するとしている。「簡素な給付措置」の実施にあたっては、給付の対象や方法を十分考慮し、ばらまき政策とならないよう強く求める。

3. 財政健全化に向けて

消費税の引き上げが決まったことで、我が国は財政の健全化と持続可能な社会保障制度の両立に向け一歩踏み出したといえる。しかし、これによって財政運営戦略で定める財政健全化目標が着実に達成されるかというと、そうではない。国内総生産（GDP）比で1.95倍と、欧州債務危機諸国をはるかに上回る国と地方の長期債務残高は、消費税を10%に引き上げてさらさらに悪化していく。仮に基礎的財政収支赤字の対GDP比半減という第1段階の目標をクリアしたとしても、債務残高対GDP比引き下げという第2段階の目標達成には険しい道のりが待っている。

にもかかわらず、来年度予算編成では公共事業を中心に与野党から歳出圧力が高まっていることに深い憂慮の念を覚える。限界まで悪化した財政を健全化するには、歳入増を図ると同時に歳出の削減が不可欠である。それを怠れば増税に歯止めがかからなくなるか、財政が破綻するかのいずれかとなる。ここは改めて聖域なき歳出削減の徹底を求めておきたい。

- (1) 財政健全化目標である①国・地方の基礎的財政収支赤字の対GDP比を2015年度半減、20年度黒字化②債務残高対GDP比を21年度から引き

下げを着実に達成すべきである。

- (2) 聖域なき歳出削減を徹底するには、①国債発行44兆円以下②基礎的財政収支対象経費の上限71兆円という現在の中期財政フレームでは不十分である。社会保障を含めて各歳出分野別の削減目標を定めて達成までの道筋と工程表を明示することが必要である。
- (3) 来年度予算編成では消費税引き上げがもたらす景気への影響緩和の対応や震災対応に名を借りた歳出圧力が目立つ。消費税の税収増を当て込んだ財政規律の緩みは厳に戒めねばならない。
- (4) 消費税率引き上げにより金利上昇圧力が薄らいだとの見方があるが、財政健全化はまだ一里塚に過ぎず、国債利払い費が年間10兆円に達する状況では、依然として金利上昇に脆弱な体質である。欧州債務危機の中で、最も財政が健全なドイツ国債までが売られたことを考えれば、国債の信認の重要性を改めて認識する必要がある。

4. 行政改革の徹底

社会保障の安定財源を確保するためとはいえ、消費税の引き上げが国民に痛みを求める措置であることに変わりはない。地方を含めた政府、さらに立法府はそのことを深く認識し、「まず隗より始めよ」の精神により自ら身を削る行政・議会の改革が何より重要である。

しかしながら、改革の取組みは極めて不十分であり、消費税引き上げが決まった以上、国民が改革の先送りをもはや許さないことは明らかである。以下の諸施策について、直ちに期限を定めて改革を断行するよう求める。

- (1) 国・地方における議員定数と歳費の削減。
- (2) 国・地方公務員の人員と人件費の削減。
- (3) 事業仕分け等による特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 民間活力を阻害する各種規制は大胆に改廃し、民間にできることは民間に任せ成長につなげる。

5. 今後の税制改革のあり方

わが国の税制は先の抜本改革から20年以上が経過した。この間に少子高齢化や人口減少社会、グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな

構造変化が急進展した。社会保障と税の一体改革で消費税の引き上げが決まり、そうした問題に一定の対応は可能となろうが、所得、資産を含めた改革はこれからである。その際には国際間の経済取引の増大や多様化の観点、諸外国の租税政策等との国際的整合性、成長と雇用を創出するという視点等を踏まえることが求められる。そうした中で、後述する法人税率のさらなる引き下げや、所得税、相続税の見直しなども重要な課題である。

6. 共通番号制度の導入について

社会保障・税の共通番号制度は、税務における適正、円滑な執行への活用だけでなく、社会保障制度における個人情報を一元的に管理する上で有効な制度であり、国民の利便性の向上と行政の効率化に資することが期待される。今後、個人情報保護の徹底や国民への周知を図り、積極的な活用に向けて取り組んでいく必要がある。

- (1) 制度の創設、維持にかかるコストの明確化。
- (2) 税務情報などプライバシー保護のための適切な法整備。
- (3) 税務面と社会保障分野への活用により、納税者の利便向上や社会保障給付の適正化につなげる。

II 経済活性化と中小企業対策

長引くデフレと欧州債務危機により世界経済が低迷するなか、政府は今年7月に「日本再生戦略」を閣議決定した。これには11の成長戦略の柱と38の重点施策、その改革工程表が示され、一体改革関連法にも盛り込まれた「名目3%、実質2%の成長」を目指すという。

しかし、これまでも成長戦略が策定されたにもかかわらず、その成果は極めて曖昧である。再生戦略を絵に描いた餅にしないためには、もはや実行以外にない。そして、その効果を明確にするには、民間企業では広く採用されている「PDCA(計画、実行、評価、改善)サイクル」の手法を取り入れ、政策遂行の過程と成果を数値化して検証することが求められる。

また、悪化した財政の中では、いかに規制緩和によって経済の活力を引き出すかが重要である。特に、成長分野と位置付けられる医療や農業、再生エネルギー分野での大胆な規制改革が求められる。同時に原発事故がもたらした電力供給不安は早期に解消する必要がある。

税制面では企業が将来に向けて活力を維持し、雇用確保などの社会的責任を果たすことができるような環境整備が必要であり、特に地域経済を担う中小企業の活性化に資する税制措置はかかせない。

1. 法人税率の引き下げ

法人実効税率は平成 23 年度税制改正により 5%引き下げられ一歩前進したが、復興財源に充てる付加税が課されたため、実質的には 3 年後からの実施となる。さらに、5%引き下げがなされても、アジア、欧州各国では、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われており、わが国との税率格差は依然として大きい。

また、法人税に社会保険料を加えた企業負担の国際比較では、わが国は必ずしも高くないとの指摘もあるが、年々、社会保険料が引き上げられていく状況を加味すると、企業の負担感は高まっている。こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が促進され、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきである。

(1) 法人実効税率 30%以下の早期実現

わが国の立地条件や競争力強化の観点から、法人税率のさらなる引き下げを行い、早期に欧州、アジア主要国並みの 30%以下の実効税率を実現するよう求める。

(2) 中小企業の軽減税率の 15%本則化と適用所得金額の引き上げ

中小法人に適用される軽減税率の特例 15%を時限措置ではなく、本則化するよう求めるとともに、昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも 1,600 万円程度に引き上げるよう求める。

2. 事業承継税制の拡充

わが国企業の大多数を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

平成 21 年度税制改正で創設された相続税、贈与税の納税猶予制度は、その適用要件が厳しく設定され、積極的な利用が困難との声が多い。

社会保障と税の一体改革関連法ではその見直しが盛り込まれたが、見直しの際には中小企業の円滑な事業承継を図る観点から、中小企業の実情、実態に即した税制の構築が必要である。

(1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

①適用申請時と適用後に求められる煩雑な各種手

続きの簡素化と手続き窓口の一元化

- ②5 年間の雇用 8 割維持の要件緩和
- ③対象会社の拡大
- ④株式総数上限 (3 分の 2) の撤廃と相続税の納税猶予制度割合 (80%) の引き上げ
- ⑤死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度の見直し

(2) 親族外への事業承継に対する措置の創設

親族外承継も重要な課題であり、円滑な承継を支援するとの観点から、所要の措置を講じるよう求める。

(3) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

欧州主要国では相続税体系は多様ながら、税制上、事業承継を優先させる考え方では一致しており、各種特例や優遇措置が整備されている。

それに対して、わが国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州主要国並みの本格的な事業承継税制の創設が必要と考える。

わが国においても、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離して課税し、非上場株式を含む事業用資産を軽減あるいは控除する制度の創設を求める。

3. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は、わが国経済の礎であり、また、地域経済の担い手である。その中小企業が時代や環境の変化、特にグローバル化の流れの中で、存在を確保し、社会経済への貢献を続けることができるような税制の確立が求められる。

(1) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する以下の措置は本則化するよう求める。

- ①中小企業投資促進税制
- ②中小企業等基盤強化税制
- ③少額減価償却資産の即時償却

(2) 交際費課税の見直し

交際費については、これまで数次にわたる見直し改正が行われてきたが、中小企業にとって交際費は顧客、取引先との関係維持や新規開拓に必要な支出であることから、さらに以下の見直しを求める。

- ①損金不算入割合 10%の撤廃
- ②資本金規模に関わらず一定の損金算入を認める
- ③社会慣習上その支出を避け難い慶弔費で、常識上相当と認められる金額 (1 件当たり 1 万円程度) については、交際費課税の対象から除外する

(3) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は原則損金算入とすべき

現行税制では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

②同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業活力を与える観点から、同族会社における役員の利益連動給与についても、一定要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(5) 教育委員会や人事委員会、選挙管理委員会など行政委員会の委員は、非常勤で委員会開催も月1～3回と少ないにもかかわらず、多くの自治体で多額の月額報酬を得ている。日当制導入などが検討課題となろう。

(6) 地方の自立・自助を推進する観点から地方交付税を中心とした三位一体改革をさらに進めると同時に、適正な課税自主権を発揮すべき。

IV. 震災復興

被災地の復旧・復興については、一定の措置が講じられたものの、復興は遅々として進んでいない。予算を迅速に執行するとともに、被災地における企業の定着、他地域からの企業誘致の促進、雇用確保の観点などから、原発の対応を含めて、引き続き適切な支援措置を講じるよう求める。

V. その他

1. 環境問題に対する税制上の対応

地球温暖化対策の取り組みを進めるため、平成24年度税制改正において、石油石炭税の税率上乘せの形で「地球温暖化対策のための税」が導入された。しかしながら、環境問題に対する税制上の対応については、国内外の議論の動向、既存のエネルギー関係税制との調整を図りつつ、国・地方の役割等、幅広い観点から時間をかけて慎重に検討が行われる必要がある。

2. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減をはかるため、国税と課税基準を同じくする法人事業税、法人・個人の道府県民税、市町村民税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るよう求める。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税をきちんと払い、税の用途についても厳しく監視する必要がある。しかしながら、税の意義や、税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。このため、学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の高揚を図っていくことが肝要である。

法人会では、学童などを対象とする「租税教育活動」や「税に関する絵はがきコンクール」などを実施しており、今後もさらに積極的な取り組みを行うこととしている

III 国と地方のあり方

わが国の行財政システムは中央集権的であり、すでに行財政面の非効率化のみならず、地域経済の活性化をも阻害するに至っている。そういう意味で地方分権は必然的流れであるが、その際にはまず国と地方の役割分担を明確化し、税財政や行政のあり方を考えねばならない。

国と地方は行政を担う「車の両輪」であり、一方だけに負担を偏らせることがあってはならない。国の財政が地方よりはるかに悪化している現状を考えれば、いかに地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質をつくりあげるかが重要である。

こうした中で、今回の消費税増税では地方消費税の引き上げ率が国のそれを上回った。地方自治体の首長、地方公務員、そして地方議員はこのことを深く認識し、自ら身を削って住民に理解を求める責務があると考ええる。

(1) 広域行政による効率化の観点から、道州制の導入について検討すべき。

それに伴い、基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進すると共に、合併メリットを追求する必要がある。

(2) 行財政改革を行うために国で実施している「事業仕分け」の手法を、地方においても広く導入すべき。

(3) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数が是正されつつあるものの、手当てなどを含めると依然としてその水準は高く、適正水準への是正が必要である。国家公務員の人件費は震災復興財源に充てるために期間限定で7.8%引き下げられたが、地方公務員人件費についても同様の引き下げを実施すべきである。

(4) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべき。また、欧米に比べて格段に高い地方議員の報酬は大幅に削減すべきである。

青年部会設立30周年記念事業を開催

平成24年9月17日(月・祝) 社団法人相模原法人会青年部会は、「未来への挑戦30」と題した設立30周年記念事業を開催しました。

記念となる特別講演会をグリーンホール相模大野において開催し、隣接する相模大野中央公園では、飲食ブースや大道芸、ステージではダンスや歌を披露し、来場者による約2,000もの風船を空高く一斉に飛ばし感動のフィナーレを飾りました。

●野村克也氏による講演会
「勝ちに不思議の勝ちあり 負けに不思議の負けなし」



記念講演会では、青年部会小方部会長の挨拶の後、東北楽天イーグルス名誉監督の野村克也氏による講演会「勝ちに不思議の勝ちあり、負けに不思議の負けなし」と題して開催しました。

ワールドベースボールクラシックの監督人事やプロ野球界や野村氏が育てた選手たちの裏話など得意のボヤキ節で会員及び一般の皆様1,800名で満席の場内を沸かせました。

ボランティアで運営のお手伝いをいただいた女子美術大学生から野村氏にお礼の記念品を贈呈



隣接する相模大野中央公園での プチフェスの模様



飲食ブースでは、多くの人たちで賑わいました。



野外ステージでは、ダンスや歌などで楽しみました。



イベントのフィナーレを飾るバルーンセレモニー
たくさんの風船が空高く放たれました。

青年部会設立30周年記念式典挙行

相模原法人会 青年部会

設立30周年記念式典

平成24年9月26日(水) ホテルラポール千寿閣において青年部会設立30周年記念式典が開催されました。当日は相模原市及び相模原税務署そして税務協力団体及び関係諸団体、また県内外の法人会青年部会65名の来賓にご臨席賜り、当会理事及び女性部会、青年部会OBの49名、青年部会30名の出席により盛大に挙行されました。

第1部の講演会では、自衛隊3等陸佐の熊谷氏による講演を開催、第2部の式典では、ご来賓の祝辞を頂戴し、歴代部会長へ感謝状を贈呈しました。第3部の祝賀会では、先に行われた、野村克也氏の講演会や中央公園で行われたパレードフェスティバル等の模様を上映し、終始和やかに終了しました。

第1部 講演会

テーマ

「東日本大震災に伴う救援活動について」

講師

自衛隊神奈川地方協力本部 相模原地域事務所長
3等陸佐 熊谷 耕造 氏



第2部 式典

●主催者あいさつ

左から林実行委員長、小方部会長、稲場会長



●ご来賓からの祝辞

左から相模原税務署芹口署長、県連青年部会至田部会長



●歴代部会長への感謝状贈呈



第9代
佐々木 佳美 氏

第10代
新津 裕史 氏

第11代
細谷 和久 氏

第12代
石沢 辰幸 氏

第13代
福本 寿 氏

第3部 祝賀会

祝賀会に駆けつけていただきました
ご来賓の小池副市長の祝辞





平成 24 年分 年末調整等説明会開催のお知らせ

開催日	開催時間	説明会会場	対象地域(注)
11月13日(火)	用紙配布 午後1時30分～2時00分 説明会 午後2時00分～4時00分	相模原南市民ホール	南区
11月14日(水)	用紙配布 午後1時30分～2時00分 説明会 午後2時00分～4時00分	津久井中央公民館	緑区のうち 城山地区、津久井地区、相模湖地区、藤野地区
11月15日(木)	用紙配布 午後1時30分～2時00分 説明会 午後2時00分～4時00分	相模原市民会館	中央区、緑区のうち 橋本地区、大沢地区

(注)対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

●平成24年以後の所得税に適用される改正事項

介護医療保険契約等に基づいて支払った保険料等について、適用限度額4万円の所得控除が創設され、各保険料に応じた生命保険料控除の合計適用限度額が12万円とされました。

(1) 改正の内容

今回の改正により、生命保険料控除が改組され、次のイからハまでによる各生命保険料控除の合計適用限度額が12万円とされました。

イ 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除

(イ) 平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「新契約」といいます。)のうち介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする主契約又は特約に基づいて支払った保険料等について、適用限度額4万円の所得控除(以下「介護医療保険料控除」といいます。)が創設されました。

(ロ) 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ4万円とされました。

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の各保険料の控除額の計算は次の表のとおりとされました。

支払った保険料等の金額	控除額
20,000円以下	支払った保険料等の全額
20,001円から40,000円まで	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times \frac{1}{2} + 10,000\text{円}$
40,001円から80,000円まで	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円}$
80,001円以上	一律に40,000円

(ニ) 新契約については、主契約又は特約それぞれの保障内容に応じ、各保険料控除を適用することとされました。

ロ 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「旧契約」といいます。)については、従前の一般保険料控除及び個人年金保険料控除(それぞれ適用限度額5万円)が適用されます。

ハ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

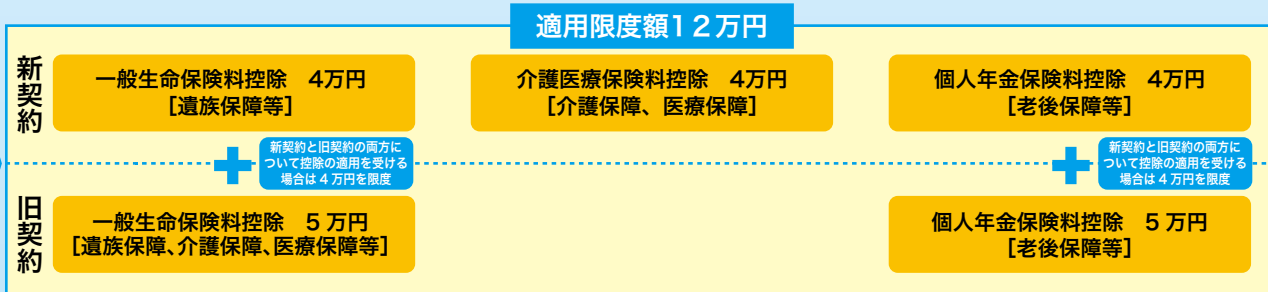
新契約と旧契約の双方の契約に基づいて支払った保険料等について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記イ(ロ)及びロにかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(上限4万円)とされます。

(イ) 新契約に基づいて支払った保険料等につき、上記のイ(ハ)の計算式により計算した金額

(ロ) 旧契約に基づいて支払った保険料等につき、上記(1)の計算式により計算した金額

ニ この改正は、平成24年分以後の所得税について適用されます。

生命保険料控除の概要
改正後の



活動フラッシュ

相模原法人会の活動報告 2012年8月 ▶▶▶ 2012年10月

研修会

8月29日(水) 中央北支部



「知って安心！介護と制度」研修会開催

会場／西門プラザ(相模原市中央区)
講師／社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員
認知症介護指導者・上級認知症ケア専門士 井戸和宏氏

研修会

10月4日(木) 研修委員会



スマートデバイス・ビジネス活用講座 (スマートフォン&タブレット端末活用法)

会場／相模原法人会館
講師／株式会社カティサーク代表取締役 押切孝雄氏

研修会

9月9日(日) 大沢支部



「震災から学ぶ」「防犯予防に関する」講演会

会場／相模原市立産業会館地下1階多目的室
講師／岩手県ひとにやさしい町作り推進協議会委員 川村正司氏

研修会

10月23日(火) 大野中支部



JAMSTEC 深海調査技術と町工場の挑戦

会場／大野第1自治会館
講師／海洋工学センター海洋技術開発部 観測技術担当役 土屋利雄氏

研修会

9月12日(水) 源泉部会



非居住者・報酬料金

会場／相模原法人会会議室
講師／相模原税務署 担当官

研修会

10月25日(木) 大野南支部 自己承認力セミナー



自己承認力セミナー

会場／ホテルラポール千寿閣
講師／h-polish代表 自己承認力コンサルタント 高山綾子氏

研修会

10月2日(火) 女性部会



税務研修会&職場活性化実技講習会

(第1部/税務研修会・第2部/プリザーブドフラワーアレンジメント講習会)
会場／相模原法人会館
講師／相模原税務署 担当官
講師／(有)クラスター・リンク 代表 鈴木美智子氏

研修会

10月26日(金) 田名支部

田名支部研修会「事業継承と相続税」開催

会場／田名公民館
講師／東京地方税理士会相模原支部所属税理士

親睦事業

9月9日(日) 大野中第1地区

親睦バーベキュー大会

会場／株式会社リガルジョイント第2工場

研修会

10月22日(月) 女性部会・青年部会



税務署長を囲む座談会 税務署長講演会
会場／相模原法人会会議室 講師／相模原税務署長 芹口慶秀氏

加入促進事業

9月5日(水) 組織委員会



会員増強決起大会(キック・オフ)
会場／相模原法人会館
組織委員会佐々木委員長から増強方法の説明をした。前年度会員増強優良地区の南台地区長・橋本第2地区長が事例発表をした。

交流事業

10月15日(月) チャリティゴルフ



第19回チャリティゴルフ大会
会場／相模原ゴルフクラブ

交流事業

10月17日(水) 組織委員会



会員PR交流会
会場／相模原法人会会議室

社会貢献事業

10月21日(日) 相模湖地区



相模湖ふれあい広場2012
会場／県立相模湖公園
リーフレットやエコバックを配布して、活動紹介や新規会員の勧誘を行いました。
相模湖地区副地区長 石川富士夫

社会貢献事業

10月13日(土) 麻溝地区



JR相模線 原当麻、下溝駅花植
共催／法人会、商工振興会、観光協会

新会員紹介

平成24年8月・9月

法人名	業種	代表者氏名	住所	地区名
合資会社恵智果	飲食料品卸売業	石迫 智哉	相模原市南区磯辺 1148-34	新磯
株式会社ちなり	飲食店業	近成 善行	相模原市中央区星が丘 3-14-8	中央南第2
須永光男		須永 光男	相模原市南区相模大野 5-32-12	賛助会員
株式会社アムジー	製造業	川村 康則	相模原市中央区淵野辺本町 4-1-11	淵野辺第2
株式会社 IMARISE	建設業	今岡 俊二	相模原市中央区緑が丘 2-41-1	中央南第3
株式会社シティー・ジー・ネット	リフォーム業	網屋 義博	相模原市南区相模大野 8-5-11	大野
株式会社トップ通信	通信工事業	山崎 安基	相模原市南区若松 1-19-5	大野中第2
neo プラウド株式会社	設計・建築業	成瀬 秀一	相模原市南区麻溝台 3-12-6	麻溝台



太郎 今日は精密板金加工の会社にお邪魔しました。

花子 雨の日のスーパー入り口で、自動で傘を袋にいれる「傘ぼん」の製造元の会社さんですって。スゴイ発明品よね！

他にはどんなものを作っているのですか？

村上 当初は通信機器を中心に精密機器を。その後は時代のニーズに合わせて、計測器、医療機器、産業機械、半導体関係と様々な分野での板金業務を行っています。

板金って何かしら？

金属を切ったり曲げたり穴をあけたりして、製品に加工する技術です。

高い技術力が必要ですね。

製品としての板金だけではなく、お客様から希望する製品を作り出すために様々な工夫をします。三次元レーザー加工機など、必要に応じてコンピューター制御の機械な

どを駆使します。

具体的にはどんなものを作っているのかしら？

一番大きな製品は産業省力機械です。生産ラインのパーツフィーダという部品供給の装置が圧倒的に多いですね。

他にはどんなものがありますか？

コピー機の試作品なども作ります。少量生産品や試作品です。試作の前段階としては、キャドカムで形状の打ち合わせもしますよ。

キャドカム??

「CAD/CAM」は、図面データをパソコンで読み取り、立体映像を画面上に再現することが出来るシステムです。予め映像で情報の共有ができるのでスピードアップになるし、不良率が減り、お客様も作る側も、お互いに安心して仕事ができるのです。

ああ！ハイテクだわ！

高い技術を使いながらコストダウンも出来るんですね。

技術だけではなく、お客様の立場に立って、様々な角度からアドバイスを差し上げています。

どんなアドバイスですか？

例えば、板金というのは金属に穴をあけ、曲げて溶接して仕上げるだけなので旋盤加工で作るような精度ができません。ですから、あまりにも精度が高い図面の場合は、コスト高になりますよということで、お客様としっかり話し合いをします。

お客様の立場に立ったものづくりですね！

そうですね。最新の機械を使えば、満足のいく製品が出来るということではありませんから。

へえ、そうなんですね。

必要なのは、決して妥協しないこと。そして諦めないことです。ものづくりに行き詰まっても、最終的には必ず出来上がります。でも、それは新しい機械ばかりに頼っていると実現しない場合があります。

新しい機械ばかりに頼らないとは??

昔の金型が役に立つこともあります。父親の作った古い金型に救われたこともありました。ですから、会社の表にはコンピューターのついた格好の良い機械が置いてありますが、裏には、昔の古い金型が沢山ありますよ。

古いものにも良いところが沢山あるのね。

そうした知恵みたいなものを、次の世代に伝えることが目下の課題です。古い技術と新しい技術の共存が理想ですね。

会社の今後について教えてください。

自分たちの能力を超えた技術をつけるというのが目標です。まだ志し半ばですが、チャレンジし続けたいと思います。それが、当社の製品を使って頂いているお客様への感謝の証です。

古い技術と新しい技術の共存で、素晴らしいわね！

今回もいろいろ勉強になったね。



株式会社 村春製作所
相模原市緑区橋本台1丁目32-3
TEL / 042-770-7330
FAX / 042-770-7335
URL / <http://www.muraharu.co.jp/>
E-mail / muraharu@jcom.home.ne.jp



法人会館の会議室がご利用になれます

地区支部主催の役員会や研修会でのご利用は無料です。
会員会社で主催する会議や研修会でのご利用の場合は
会員料金、会員以外の方は一般料金でご利用になれます。

詳しいお問い合わせは

(社)相模原法人会事務局まで

会員の皆様のお手元に届いております

法人会だよりと一緒に、貴社の広告を封入できます

《発行内容》	部 数	4,000部
発行	行	隔月(5月、7月、9月、11月、1月、3月)
《封入広告》	寸 法	角2封筒に入る大きさ(A4版、B4版またはA3版の2つ折まで可。)
内 容	・会員に配布するに相応しい内容である事 ・発行部数分印刷、寸法にあう事	
料 金	¥30,000(1回)	
申込問合せ	封入希望発行月より1ヶ月前までに法人会事務局までお電話下さい。	

本誌に関するお問い合わせ、プレゼントのお申し込み・感想はこちらまで…

社団法人相模原法人会事務局
〒252-0236 神奈川県相模原市中央区富士見 6-13-16
TEL 042-755-3027 FAX 042-753-3273
URL <http://www.sagamiharahojinkai.or.jp>



相模原 法人会だより

今回の表紙



テーマ『小原宿本陣祭り』

県下で唯一残っている参勤交代の宿『本陣』という歴史的な資源を後生に伝えるための祭りです。沿道には甲州街道の町並みが再現され、本陣太鼓の合図で始まり「下に下に」というかけ声でゆったりと大名行列が始まります。

撮影地/緑区小原 撮影者/松田廣司

読者プレゼント

忘年会・新年会に最適!

ボウリングと宴会・入泉が
パックになった「特別ご優待券」を
20組様へプレゼント!

今すぐ
ハガキか
FAXで!

「特別ご優待券」の内容は…

6名様よりご利用できます。
(ボウリング2ゲーム+貸靴+お飲み物)+(宴会+入泉)
= お一人様 **3,750円** (税込み)

※ご宴会でのお飲み物は別料金です。

さらに! 幹事様1名(3,750円)は無料!!

※ボウリングは相模ファーストレーン、ご宴会・入泉はJNファミリー(ボウリング場より徒歩2分)をご利用いただけます。
JNファミリーでのご宴会は2時間まで、その後の入泉時間を含めて、ご入館より8時間までご利用できます。

※特別ご優待券の有効期限は2013年1月末までとなります。
特別ご優待券の詳しいご利用方法については、ご当選者様へ相模ファーストレーンよりご案内させていただきます。

◎当選者発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。
また、ご感想などご紹介させて頂く場合がございます。



※写真はイメージです



JNファミリー
Refresh Resort



SAGAMI
First Lane
相模ファーストレーン

「特別ご優待券」希望、住所、お名前、電話番号、そして「法人会だより」に対する感想・ご意見等をご記入の上、相模原法人会事務局へFAX(042-753-3273)または郵送で11月30日(金)までにご応募下さい。

社団法人 相模原法人会の葬儀支援サービス

当会は会員とご家族の「ご葬儀支援」に特化した福利厚生を導入しています。
これは、万一の際の不安を解消してくれるサービスとして当会が検討を重ね、自信をもって導入したものです。
蒲田法人会会員本人並びにご家族の皆様がご利用いただけます。



大きなあんしん



葬儀支援サービス2つのポイント

ポイント1 葬儀費用の軽減
相模原法人会会員本人及びご家族の方は、首都圏平均50万円相当の葬儀に必要な基本セットが **252,000円**でご利用になれます。

■ ご提供される基本セットの内容 (例)

祭壇 	お棺 	寝台車 	ご遺影(白黒)／お位牌(白木) 会葬礼状(100枚)／枕飾り ご遺体保存用品 (ドライアイス1回分) など
内装用品・納棺用品			車庫から10kmまで

適用対象者	基本セットご利用料金
● 相模原法人会会員企業の 全取締役、監査役、 及びその家族・親族	252,000円 (消費税込)

ポイント2 葬儀支援サービス独自の「あんしん」葬儀依頼
ご依頼いただくご葬儀は、制度加盟128団体を代表したご葬儀として、1件1件丁寧な対応を実施いたしております。

国内最大の葬儀社ネットワーク
全国**504**葬儀社 **2,400**を超える斎場施設
● 離れて暮らす家族の葬儀依頼も依頼可能
式場ほか、ご自宅や寺院、集会所などで
のご葬儀も承ります。詳しくは担当の葬
儀社とお打ち合わせください。
※加盟していない葬儀社や直営斎場では、
当制度はご利用になれません。

全国儀式サービスのホームページで全国の葬儀社・斎場が検索できます。
 <http://www.gishiki.co.jp>
 【ユーザー名】 gishiki 【パスワード】 sagami_hou

葬儀のご手配・事前のご相談はフリーダイヤルへ

【全国儀式サービス フリーダイヤルセンター】
24時間 365日対応 **0120-421-493**
通話料無料

ご利用になる場合は
「相模原法人会」とお伝えください。

儀式サービスについてのお問合せは ▶ 社団法人 相模原法人会 TEL 042-755-3027 全国儀式サービス TEL 03-3739-0755

法人税確定申告書提出の会員の方は、この**会員証**を切り取り申告書の別表下欄に貼付して提出してください。



(社)相模原法人会会員証